

子どもの貧困にジェンダーの視点を

湯澤 直美

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、議員立法として衆議院・参議院ともに全党一致で可決された。貧困の連鎖の解消に全政党が一致して取り組むという政治的意志が法律として結実した意義は大きい。しかし、遂行する政策に実効性があるのか、法律の真価は今後策定される大綱や計画によって問われることになる。

OECD（経済協力開発機構）による34カ国比較データから子どものいる世帯の相対的貧困率*をみると、日本は14.2%（2008年）であり、貧困率が高い国から数えて10番目である**。更に深刻なのは、ひとり親世帯であり、34カ国のうち最も貧困率が高い。その内実をみると、「非就労のひとり親世帯」の貧困率は52.5%、「就労するひとり親世帯」では54.6%にも上り、日本では就労していても5割を超えている。OECD平均値では、「非就労のひとり親世帯」の貧困率は61.1%とやはり高いが、「就労するひとり親世帯」では21.3%となり、39.8ポイントも低減しているのである。

このような数値一つをみても、日本の特異な状況が浮かび上がってくる。ひとり親世帯の大半を占める母子世帯は、戦後一貫して8割以上が就労しており、既婚有子女性の就労率よりも圧倒的に高い。女性ワーキングプアの典型であるうえ、政府による所得再分配が十分に機能していない現実が母子世帯の暮らしを直撃し続けてきた。

日本の母子世帯の厳しい現実、子どもの貧困を社会的に解決していこうとするとき、ジェンダーの視点が不可欠であることを端的に示している。女性の貧困の解消を目指さないままに、子どもの貧困問題の解消を果たすことはできない。すなわち、子どもの権利保障とジェンダー平等の達成がいかに目指されるのかが問われている。貧困問題はマイノリティな人々の問題なのではなく、私たちの社会の試金石である。

*世帯の可処分所得を世帯人数で調整した所得額の中央値の半分に満たない世帯員の割合

**データの出典は、OECD Family Database. OECD 2011



PROFILE

ゆざわなおみ：立教大学コミュニティ福祉学部教授。専門は社会福祉学・ジェンダー論。社会的活動として、全国母子生活支援施設協議会中央推薦委員、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク共同代表等。おもな著書：日本社会福祉学会編『対論 社会福祉学2 社会福祉政策』（中央法規出版、2012）、『子どもの貧困白書』（明石書店、2009）、『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』（明石書店、2008）。